

水戸市優良観光土産品審査会委員募集要項

- 1 公募趣旨 水戸市では、水戸市優良観光土産品（以下「優良土産品」という。）として登録し、推奨するため、水戸市優良観光土産品審査会（以下「審査会」という。）を設置し、土産品の登録等に関する事項を審査している。審査会における審査に当たって、土産品や観光関連団体のほか、市民の意見を反映させるため、審査会の委員を公募するものである。
- 2 審査事項 優良土産品に係る次の事項を審査する。
 - (1) 優良土産品の登録に関すること。
 - (2) 優良土産品の登録内容の変更に関すること。
 - (3) 優良土産品の登録の取消しに関すること。
 - (4) その他必要と認める事項に関すること。
- 3 任期 2年間
(委嘱の日から2年間を予定しています。)
- 4 募集人員 若干名
- 5 応募資格 市内に居住し、在学し、又は勤務する者で、委員の任期の開始日において18歳以上のものであること。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 応募日において、本市の他の附属機関の委員に委嘱され、委嘱が予定され、又は応募している者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難される関係を有する者
- 6 応募方法 水戸市優良観光土産品審査会委員応募申込書（別記様式）に必要事項を記入し、応募期限までに持参、郵送、ファックス又はEメールの方法により応募するものとする。

- 7 応募期限 令和6年6月14日（金）まで
郵送の場合は、当日必着
- 8 選考方法 書類審査及び面接審査（面接審査は、書類審査の通過者を対象に、必要に応じて開催）

9 その他

- ・選考の結果は、応募者全員に郵送にてお知らせいたします。
- ・面接審査及び委嘱後の審査会は、平日昼間の開催を予定しておりますので、御承知おきのうえ、御応募をお願いします。
- ・水戸市のホームページから申込書様式がダウンロードできます。また、水戸市優良観光土産品についても掲載しております。掲載ページにつきましては、以下のアドレスのとおりですが、観光課のホームページからもアクセスすることができます。

「水戸市優良観光土産品審査会の委員を募集します」掲載ページ

アドレス <https://www.city.mito.lg.jp/page/72366.html>



「水戸市優良観光土産品」掲載ページ

アドレス <https://www.city.mito.lg.jp/site/kankouinfo/5916.html>



- 10 申込み・問合せ先 水戸市産業経済部観光課企画物産係
〒310-8610
水戸市中央1丁目4番1号
電話 029-224-1111（内線3034）
029-232-9189（直通）
FAX 029-232-9232
E-mail boshu.kanko@city.mito.lg.jp